

第4章 総合的な学習の時間

1 改訂のポイント

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに第4章として位置付けた。

(1) 目標の改善のポイント

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して①、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する②とともに、学び方やものの考え方を身に付け③、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て④、自己の生き方を考えることができる⑤ようにする。

ア 従前の総則に示されていた総合的な学習の時間のねらいの(1)及び(2)を踏まえて、総合的な学習の時間の目標を新たに設定した。(①～⑤の要素から構成されている。)

イ 今回の改訂で「探究的な学習」「協同的」の文言を目標に盛り込み明確に示した。

(2) 内容の取扱いの改善のポイント

ア 探究的な学習としての充実

○総合的な学習の時間と各教科等との役割分担を明らかにした。

[教科] 基礎的・基本的な知識・技能の定着(習得)やこれらを活用する学習活動であり、そのために必要な時間数を確保する。

[総合的な学習の時間] 体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習となることを目指す。

※各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

イ 学校間の取組状況の違いの改善と学校段階間の連携

○学校間の取組の実態に差がある状況を改善するために、総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度の三つの視点(学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関すること)を例示した。

○学校段階間の取組の重複を改善するために、学習活動の例示を見直し、「職業や自己の将来に関する学習活動」を加えた。

ウ 体験活動と言語活動の充実

○体験活動と言語活動を共に充実させることが、総合的な学習の時間の充実においては欠かせない。

○中学校における職場体験活動など、従前と同様体験活動を行うことを重視し、積極的に学習活動に取り入れる。

○体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付け、体験活動がそれだけで終わることなく、体験活動を行うことによって生徒の学習を一層充実したものとなるようにする。

○互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視する。

○言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめたり表現したりして自分の考えを深める学習活動を重視する。

2 指導計画作成上の留意点

指導計画とは →解説総合的な学習の時間編p.44～46, p.59～68

○各学校では、「全体計画」と「年間指導計画」を作成する。

○その中に、「各学校において定める目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「内容」「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価」の7項目の要素を入れる。
[全体計画]学校として、総合的な学習の時間の教育活動の基本的な在り方を示すもの。
[年間指導計画]全体計画の実現のため、単元等を1年間の流れの中に配列したもの。
※総合的な学習の時間の名称は、各学校において適切に定めること。

(1) 各学校において定める目標 →解説総合的な学習の時間編p.47～49

○各学校の目標は、学習指導要領第1の目標の五つの要素（総合的な学習の時間を通して育成したい生徒の姿を示すもの）をその趣旨において含むものとする。

○さらに、「より具体的な表現を盛り込む」「いずれかを重点化する」「さらに別な要素を付け加える」などして、各学校の目標を設定する。

【留意点】

- ・この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動の在り方などを表現したものにする。
- ・各学校において定める目標は、一文でなく複数文で表してもよい。

(2) 育てようとする資質や能力及び態度 →解説総合的な学習の時間編p.50～51

○目標と共に、この教育活動を通して「どんな子どもを育てたいか」を明示する。

○三つの視点の例示を参考にし、学習活動との関連において具体的に示す。

[学習方法に関すること] 情報を収集し多角的に分析する力、相手や目的などに応じて論理的に表現する力など

[自分自身に関すること] 自らの行為について責任をもって意思決定する力、自らの生活の在り方を考える力など

[他者や社会のかかわりに関すること] 協同して課題を解決する力、課題解決に向けて社会活動に参加する態度など

(3) 内容（学習課題・学習対象・学習事項） →解説総合的な学習の時間編p.52～58

○第1の目標を踏まえ、地域や学校、生徒の実態等に応じて学習課題を定め、さらに具体的に学習対象や学習事項を定める。その際、日常生活や社会とのかかわりを重視する。

[学習課題] 「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題」

「生徒の興味・関心に基づく課題」

「地域や学校の特色に応じた課題」

「職業や自己の将来にかかわる課題」

[学習対象] 生徒が探究的にかかわりを深めるひと・もの・ことを示したもの。

[学習事項] 学習対象とのかかわりを通して、生徒に「どんなことを学んでほしいか」について、さらに踏み込んで分析的に示したもの。

【留意点】

- ・必然性のある学習活動で、生徒が自ら探究活動に取り組むように工夫すること。
- ・事前の計画に必要以上に縛られることなく、柔軟で闊達な授業展開に取り組むこと。
- ・学習の具体的な教材名や活動名まで記述するかどうかを検討すること。

(4) 学習活動（単元計画） →解説総合的な学習の時間編p.69～74

- 生徒にとって意味のある問題の解決や探究活動のまとまりとなるように単元（生徒の学習過程における学習活動の一連の「まとまり」）を適切に作成する。

【留意点】

- ・生徒の関心や疑問を重視し、適切に取り扱うことにより、生徒による主体的で粘り強い問題の解決や探究活動を生み出すこと。
- ・生徒の意識や活動の向かう方向の確かな予測や十分な教材研究により、問題の解決や探究活動の展開場面で、教師が意図した学習を効果的に生み出すこと。

(5) 指導方法 →解説総合的な学習の時間編p.81～91

- 学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習を展開する。その際、多様な学習形態を工夫する。
- 身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意する。
- 取り上げた課題に対する考えを深め、自己の生き方を考えることにつながる横断的・総合的な学習や探究的な学習となるように、教師が適切な指導をする。

【留意点】

- ・学習過程を探究的にすること。

「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という学習過程をスパイラルに繰り返し、探究的な学習とすること。その際、言語活動を充実すること。

- ・他者と協同して取り組む学習活動にすること。

多様な考え方もつ他者と適切にかかわり合ったり、社会に参画したり貢献したりする資質や能力及び態度の育成を図ること。また、協同的に学ぶことにより、探究的な学習として、生徒の学習の質を高めること。

- ・総合的な学習の時間の特質に応じて、道徳について適切に指導すること。

(6) 指導体制 →解説総合的な学習の時間編p.92～108

- 校内の職員が一体となり協力できる体制を作るなど、校内組織を整備する。
- 確実かつ柔軟な実施のため年間授業時数の確保、弾力的授業時数の運用を図る。
- 学習空間を確保したり、学校図書館や情報環境を整備する。
- 外部人材との日常的なかかわり、担当者の設置、教育資源リストの作成、適切な事前打ち合わせの実施、学習成果の伝達等を密にし、外部との連携を構築する。

(7) 学習の評価 →解説総合的な学習の時間編p.75～80

- 各学校が定めた目標及び内容を踏まえて、生徒にどのような力が身に付いたのかを明確にするために、適切な評価を文章で記述する。
- 信頼される評価とするためには、例えば、あらかじめ指導する教師間で評価の観点や評価規準を確認し、これに基づいて学習状況を評価することが考えられる。
- 多様な評価とするためには、授業観察、提出物、ポートフォリオ、パフォーマンス評価、自己評価、相互評価など、多様な評価を適切に組み合わせる。
- 学習状況の結果だけでなく過程を評価する。

【留意点】

- ・個人内の進歩状況等の評価を重視し、生徒自身にも気付くようにすること。

3 Q & A

Q 1 10分間程度の短い時間を活用して行う朝の読書活動などを総合的な学習の時間として位置付けることはできますか。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習の時間であり、協同的に取り組む態度を育てることを目指す学習の時間です。

総則の解説には、「10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時間外の教育活動となることは言うまでもない。」という記載があり、この点からも、総合的な学習の時間として位置付けることは適切ではありません。

Q 2 特別活動の学校行事との関係において留意する点とはどのようなことでしょうか。

今回の改訂において、「総合的な学習の時間の学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」（第1章総則第3の5）と規定されました。

例えば、勤労観・職業観を育む職場体験活動では、総合的な学習の時間の目標や内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に位置付けることを前提として、特別活動の勤労生産・奉仕的行事の実施に替えることができるということになります。

また、自然教室・修学旅行等の旅行・集団宿泊的行事の中で、問題の解決や探究活動の過程に位置付く体験活動等を実施した場合、その活動に要する時間を総合的な学習の時間としてカウントし、行事の実施に替えることができるということになります。恣意的な理解をしないようにしましょう。

Q 3 移行期間中の総合的な学習の時間の配慮事項は、どのようなことでしょうか。

総合的な学習の時間は、平成21年度より先行実施となります。各学校における具体的な取組として、次の3つの視点を検討していくことが重要です。

- ① 指導計画の見直し（ふさわしい体験活動が行われているか、各教科等との効率的な関連が図られているかなど）
- ② 運営体制の見直し（校内の組織やシステム、指導体制など）
- ③ 授業の見直し（探究的な学習が取り組まれているかなど）

また、移行期間中の授業時数はそれぞれ次のようになります。

学年等	年度	現行	21	22	23	24
総合的な 学習の時間	1年	70～100	50～65			50
	2年	70～105	70～105			70
	3年	70～130	70～130			70
選択教科等	1年	0～30	0～15			
	2年	50～85		15～50		
	3年	105～165	80～140	45～105	10～70	